

多治見市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を制定するについて

1 趣旨

多治見市議会の個人情報の保護に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるため、標記議会規程を制定します。

2 関係法令等

- ・多治見市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第40号。以下「条例」という。）
- ・個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）
- ・個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）
- ・多治見市個人情報保護法施行細則（令和4年度中に制定予定。以下「市施行規則」という。）
- ・多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例施行規則（令和4年度中に制定予定。以下「市開示規則」という。）

3 規程制定にあたっての基本的な考え方

規程制定にあたっての基本的な考え方としては、条例同様、市の執行機関の制度に合わせ、その上で議会という機関に応じた制度とします。

具体的には、改正後の法律に基づく政令等の規定に対応するよう作成した全国市議会議長会の規程（例）に、執行機関が策定中の多治見市個人情報保護法施行細則等の規定を引用し、整理します。

4 規程案のあらまし

- （1） 条例における「個人識別符号」に該当する符号について、政令等の規定を引用して定めることとした。
- （2） 条例における「要配慮個人情報」となる個人情報に含まれる記述等について、政令等の規定を引用して定めることとした。
- （3） 安全管理措置の一環で、個人情報の廃棄及び業務の委託等をする場合の必要な措置について、市施行規則の規定を引用して定めることとした。
- （4） 保有個人情報の漏えい等について本人への通知が必要となる事態及び通知の方法について、委員会規則の規定を引用して定めることとした。
- （5） 保有個人情報の外部提供の方法及び提供にあたっての条件について、市施行規則の規定を引用して定めることとした。
- （6） 目的外利用又は外部提供するにあたって本人同意を得る際の手続について、市施行規則の規定を引用して定めることとした。
- （7） 仮名加工情報に含まれる情報の利用禁止対象となる送信手段となる電磁的方法に

ついて、委員会規則の規定を引用して定めることとした。

- (8) 匿名加工情報の漏えいの防止に必要な基準について、委員会規則の規定を引用して定めることとした。
- (9) 議長が個人情報ファイルを保有するに至ったときに行う個人情報ファイル簿の作成及び公表について、並びに作成及び公表を要しない個人情報ファイルについて、政令の規定を引用して定めるものとした。
- (10) 開示請求書等の様式について、市施行規則の規定を準用するものとした。
- (11) 開示請求をする者が議長に対して提示し、又は提出しなければならない書類について、政令の規定を引用して定めるものとした。
- (12) 議長は、開示決定の際に、開示請求者に対して、開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法等を通知しなければならないものとした。
- (13) 議長は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合に、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならないものとするとともに、当該第三者に対して、開示請求の年月日等を通知しなければならないものとした。
- (14) 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした議長に対し、その求める開示の実施の方法等を書面で申し出なければならないものとした。
- (15) 開示決定に係る費用負担の額について、市開示規則の規定を引用して定めることとした。
- (16) 施行期日
令和5年4月1日